

京都市告示第443号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年11月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上賀茂経214号線	北区上賀茂赤尾町15番地の7地先から同町7番地の6地先まで	メートル 96.90	メートル 6.00 ~ 10.00
上賀茂緯446号線	北区上賀茂東上之段町42番地の1地先から同町77番地の1地先まで	20.80	6.01 ~ 7.80
久世143号線	南区久世殿城町290番地の1地先から同町289番地の1地先まで	91.40	6.00 ~ 11.95
久世148号線	南区久世上久世町136番地の2地先から同町134番地の2地先まで	35.20	4.96 ~ 5.03
久世149号線	南区久世中久町678番地の13地先から同区久世大藪町1番地の14地先まで	70.90	2.72 ~ 6.25
嵯峨野緯78号線	右京区嵯峨野東田町16番地の1地先から同町13番地の17地先まで	294.40	6.00 ~ 12.00
梅津緯121号線	右京区梅津林口町33番地の34地先から同町33番地の43地先まで	92.50	6.00 ~ 11.80
嵯峨緯323号線	右京区嵯峨広沢池下町66番地の10地先から同区嵯峨広沢御所ノ内町2番地の5地先まで	141.70	6.00 ~ 9.60
淀225号線	伏見区淀際目町193番地の5地先から同町500番地の6地先まで	73.00	6.02 ~ 12.11

(建設局土木管理部道路明示課)